

機械設備の導入を支援します！

みやぎ産業振興機構では小規模企業者等の創業又は経営革新に必要な設備導入を支援するために中小企業基盤整備機構と宮城県の公的な資金を活用した「小規模企業者等設備貸与事業」を実施します。

小規模企業者等設備貸与事業のご案内

貸与の方法	割賦販売
対象設備(*1)	産業機械や印刷機、建設用機械など小規模企業者等の事業の用に供する設備
利用限度額	100万円以上1億円以下
対象企業(*2)	県内に工場・店舗を有している事業所
従業員規模(*3)	小規模企業者〔常用従業員数が20人以下（商業・サービス業は5人以下）〕 （但し、「特認枠」として一定条件を満たせば50人まで受付可能）
利率等(*4)	1.3～2.1%（基準金利1.5%）
返済期間	3～10年
返済方法	据置期間1年以内、半年賦（約束手形）
保証金	機械設備価格の10%
担保・保証人	担保、保証人が必要となる場合があります。
その他要件(*5)	設備の導入により経常利益と付加価値の一定以上の向上見込みが必要

(*1) 支援の対象は「機械設備」や「建設用機械」など（「土地」「建物」「運転資金」は対象外）

資産計上が可能なもの（1点当たりの設備金額10万円以上、法定耐用年数3年以上）

(*2) 以下に示すものは「対象外」業種（企業）

- ・公序良俗等の観点から不相当と認められる業種
- ・公租公課の滞納や金融機関への返済遅延等

(*3) 「特認枠」受付の場合、以下の条件を満たすことが必要

- ・直近3年間の平均経常利益が3,500万円以下
- ・金融機関からの借入残高が4億2千万円以下
- ・発行株式等の総数の1/3を超える数を大企業が単独で所有していないこと

(*4) 審査基準に基づく格付連動金利

(*5) 導入後付加価値額増加率が5年間で15%、4年間で12%、3年間で9%以上、かつ、経常利益増加率が5年間で5%、4年間で4%、3年間で3%以上になると見込まれること

優遇措置

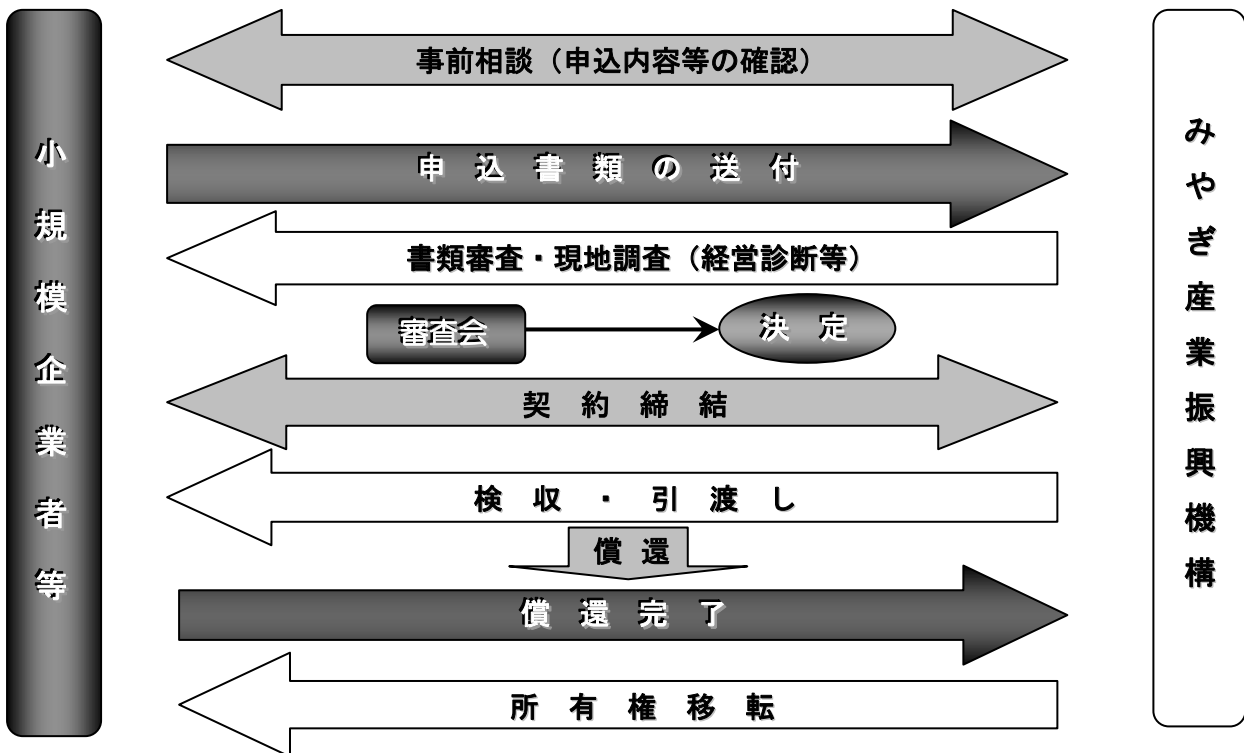
- ◆次の条件に該当する場合、格付連動金利判定基準の優遇あり
 - 県の経営革新の承認先で、その承認事業を推進するために必要な設備を導入する場合
 - 特許等を活用した新規受注のために必要となる設備の導入
 - ISOシリーズの認証先
 - みやぎ優れMONO認定企業
- ◆商工会・商工会議所推薦の場合は、貸与期間延長の優遇あり

主な申込書類

- 設備貸与申込書
- 法人にあつては商業登記簿謄本
- 最近3カ年の決算書、試算表（決算期以降の直近月まで）
- 事業税納税証明書
- 固定資産証明書、所得証明書
- 貸与を受けようとする機械設備の見積書及びカタログ（仕様書を含む）又は図面



申込みから決定・完了までの流れ



※審査の結果、ご要望に添えない場合がございます。

問合せ・申込先

公益財団法人みやぎ産業振興機構 産業経営支援部 金融支援課
 〒980-0011 仙台市青葉区上杉一丁目14-2 宮城県商工振興センター3階
 TEL 022-225-6636 FAX 022-213-9734
 E-mail gyomu@joho-miyagi.or.jp
 URL <http://www.joho-miyagi.or.jp/taiyo>